

大 個 審 第 2 1 号  
( 答 申 第 9 号 )  
平成 9 年 1 0 月 2 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 9 年 9 月 1 8 日付け住管第 4 3 0 号で諮問のあった府営住宅総合管理事務システムに係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護安全対策に万全の措置を講ずることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

#### 記

- 1 本システムにおいては、業務の性質上、取り扱う個人情報が詳細多岐にわたるため、業務委託先において、個人情報の厳格な管理体制が確保されるよう、実施機関において常に適正に指導監督を行うこと。
- 2 大阪府と業務委託先との個人情報の取扱いに係る責任及び役割の分担を明確にするとともに、業務委託先に対し、当該システムに係る個人情報の取扱要領の作成、個人情報保護の管理体制の確立、職員研修の実施など、条例第 1 0 条の趣旨に基づく保護措置を求めること。また、その措置について審議会に報告すること。
- 3 入居者に対し、本システムにおける個人情報の取扱い等について周知した上、実施すること。
- 4 諮問内容に追加や変更が生じるときは、改めて本審議会に諮問すること。